

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

	ページ
◇ 規 則	
○ 北九州市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則【総務局人事部給与課】	3
◇ 告 示	
○ 利用料金の額の承認【建設局河川部水環境課】	4
◇ 公 告	
○ 公募型プロポーザル方式に係る手続の開始【教育委員会事務局学力・体力向上推進室】	5

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

勤勉手当に係る勤務期間から、1回の承認に係る期間が1月を超えない育児休業の期間を除算しないこととしました。

この規則は、平成28年6月13日から施行し、同月1日から適用することとしました。

北九州市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年6月13日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第54号

北九州市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

北九州市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年北九州市規則第88号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項第2号中「により育児休業」の次に「（1回の承認に係る育児休業の期間（育児休業法第3条の規定により当該育児休業の期間の延長が承認された場合にあつては、当該延長後の期間）が1月を超えないものを除く。）」を加える。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第14条の規定は、平成28年6月1日から適用する。

北九州市告示第 294 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 9 項及び北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和 47 年北九州市条例第 7 号）第 11 条の 2 第 3 項の規定により、平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの水環境館の利用料金の額について承認したので、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 47 年北九州市規則第 33 号）第 4 条の 4 の規定により、次のとおり告示する。

平成 28 年北九州市告示第 276 号は、廃止する。

平成 28 年 6 月 13 日

北九州市長 北 橋 健 治

区分		金額	
		一般	小・中学校の児童及び生徒
入館料	1 人 1 回	0 円	0 円

北九州市公告第441号

次のとおり応募者に資格条件を付与した公募型プロポーザル方式に係る手続を開始する。

平成28年6月13日

北九州市長 北 橋 健 治

1 業務概要

- (1) 業務名 平成28年度北九州市学力状況調査委託
- (2) 業務内容 小学校5年生と中学1・2年生を対象に、学力向上と学校や家庭での学習や生活習慣の改善を図るために、教科に関する調査と生活習慣や学習環境等に関する調査を行う「平成28年度北九州市学力状況調査」事業に係る一切の業務を仕様書のとおり実施するもの。
- (3) 履行期間 契約締結の日から平成29年3月31日まで

2 参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (2) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 国又は地方公共団体において、学力調査の実施に関する業務の受託実績を有すること。なお、実績を証明する書面を提出できること。

3 企画提案書の提出者を選定するための評価基準

第2項の参加資格の適合可否

4 受託候補者を選定するための評価基準

- (1) 企画提案書の内容
- (2) ヒアリングでの対応

5 手続等

(1) 担当部局

北九州市教育委員会学力・体力向上推進室

北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-3445

(2) 説明書の交付場所、交付期間及び交付方法

ア 交付場所 第1号に同じ。なお、説明書は北九州市教育委員会学力・体力向上推進室のホームページに掲載する。

イ 交付期間 公告の日から平成28年6月27日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで。（正午から午後1時まで）

を除く)

ウ 交付方法 交付場所での手渡し(無償。なお、説明書の郵送又はFAXによる入手申込みは認めない。)

(3) 参加表明書の提出場所、提出期間及び提出方法

ア 提出場所 第1号に同じ

イ 提出期間 公告の日から平成28年6月27日まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

ウ 提出方法 持参又はFAX

(4) 企画提案書及び見積書の提出場所、提出期間及び提出方法

ア 提出場所 第1号に同じ

イ 提出期間 企画提案書の提出者として選定された通知を受けた日から平成28年7月7日まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

ウ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。提出期間内に必着のこと。)

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 契約書の作成の要否 要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口 第5項第1号に同じ

(4) 詳細は説明書による。